

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

	ページ
◇ 告 示	
○ 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【4件】【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】	2
◇ 公 告	
○ 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】	6
○ 大規模小売店舗の変更事項の届出【2件】【産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課】	7

北九州市告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和4年3月15日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

志井第一町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	山崎 脛	北九州市小倉南区大字志井258番地
変更後	火箱 悟	北九州市小倉南区大字志井383番地

3 変更年月日

令和3年4月12日

北九州市告示第 80 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 4 年 3 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

沼区自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	河村勝則	北九州市小倉南区沼南町二丁目 12 番 13 号
変更後	久藤武司	北九州市小倉南区沼本町四丁目 5 番 1 8 号

3 変更年月日

令和 3 年 4 月 1 日

北九州市告示第 8 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 4 年 3 月 1 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

上横代自治会

2 代表者の変更

変更年月日	変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
—	変更前	松尾鐵英	北九州市小倉南区大字横代 3 2 9 番地
令和 2 年 4 月 1 日	変更後	林口英二	北九州市小倉南区大字横代 3 1 3 番地 1
令和 3 年 4 月 1 日	変更後	真田哲彌	北九州市小倉南区大字横代 1 2 9 番地 4

北九州市告示第 82 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 4 年 3 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

田原自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	上村道和	北九州市小倉南区田原二丁目 8 番 23 号
変更後	角 利昭	北九州市小倉南区田原二丁目 3 番 33 号

3 変更年月日

令和 3 年 4 月 1 日

北九州市公告第151号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和4年3月15日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区永犬丸二丁目2306番8から2306番10まで、2416番1、2416番3から2416番7まで及び2419番2のうち	北九州市八幡西区幸神四丁目7番6号 辰巳開発株式会社 代表取締役 今村誠児

北九州市公告第152号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和4年3月15日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドットあーる garden 小倉（A区画）

北九州市小倉南区沼新町一丁目1004番地1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社九州リースサービス

福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号

代表取締役 礒山誠二

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社九州リースサービス

福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号

代表取締役 古賀恭介

イ 変更後

株式会社九州リースサービス

福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号

代表取締役 礒山誠二

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社サンドラッグ

東京都府中市若松町一丁目38番地1

代表取締役 赤尾主哉

他2者

イ 変更後

株式会社サンドラッグ

東京都府中市若松町一丁目38番地1

代表取締役 貞方宏司

他2者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 令和元年6月27日

(2) 前項第2号 令和4年3月8日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和4年3月8日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年7月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年7月15日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第153号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和4年3月15日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドットあーる garden 小倉（B区画）

北九州市小倉南区沼新町一丁目1004番地58ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社九州リースサービス

福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号

代表取締役 礒山誠二

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社九州リースサービス

福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号

代表取締役 古賀恭介

イ 変更後

株式会社九州リースサービス

福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号

代表取締役 礒山誠二

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社明屋書店

愛媛県松山市湊町四丁目1番地19

代表取締役 小島俊一

他1者

イ 変更後

株式会社明屋書店

愛媛県松山市中央二丁目69番地1

代表取締役 紺野 彰

他1者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 令和元年6月27日

(2) 前項第2号 令和4年3月8日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和4年3月8日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年7月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年7月15日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見